



交野市病児保育利用料金減免制度のお知らせ

生活保護受給世帯及び当該年度の市民税非課税世帯に属するお子さんが病児保育を利用される場合、申請により利用料が減免されます。

減免制度を利用するには

- ・病児保育利用登録申込書に必要事項を記入し、登録申込書を撮影、保存し、オンラインで申請ができます。（裏面のQRコードから申請をしてください）
子育て支援課から減免書類が届きましたら、病児保育室に提出してください。
- ・有効期間は、9月1日から翌年8月31日までとなります。
※毎年申請が必要です。

減免区分		確認書類
1 生活保護受給世帯 (区分1)	全額免除	生活保護受給者証、または保育料決定通知書(階層区分1)
2 市民税非課税世帯 (区分2)	半額免除	父母及び同居親族等の課税証明書、または保育料決定通知書(階層区分2-1、2-2) 他市町村からの転入の場合、課税証明書等が必要になる場合があります。 ※詳しくはお問い合わせください。



- * JR…学研都市線河内磐船駅から徒歩2分
- * 京阪電鉄…交野線河内森駅から徒歩6分
- * 京阪バス…天野が原町停留所から徒歩6分
- * 私市3丁目停留所から徒歩10分

減免申請・問い合わせ

交野市保健福祉総合センター
(ゆうゆうセンター2階)
交野市健やか部子育て支援課
TEL 072-810-5820

オンライン申請ができます



病児保育利用料減免申請方法

交野市では、病児保育利用料減免の申請方法について、従来の紙ベースによる申請だけでなく、オンラインから申請できます。

有効期限は9月1日から翌年8月31日までとなります。※毎年申請が必要です。

Q. 申請書類の取得から提出までの具体的な方法は？

以下をご覧ください、それぞれご自身に合った方法をお選びください。

取得



〈子育て支援課HP〉
〈病児保育室どんぐりHP〉
or PDFデータで申込書を取得

or



〈子育て支援課窓口〉
or 〈病児保育室どんぐり窓口〉
紙ベースで申込書を取得

提出



オンライン

〈スマートフォン〉 〈パソコン〉

推奨!

記入済み申込書を撮影、保存し、
申請フォームに添付 ※

or



〈子育て支援課窓口〉
or 〈病児保育室どんぐり窓口〉
紙ベースで申込書を提出

結果

子育て支援課から郵送

※スマホから申請フォームに申込書の画像を添付する際には...

推奨

〈スマートフォン〉



事前に申込書を撮影

ここに写真を添付



フォームにアクセスし、
画像の保存先を選択
(図はiPhoneの場合の例)

〈申請フォーム〉



画像を選択し、添付

オンライン申請は
こちら



〈病児保育利用登録
申込書PDF〉



〈申請フォーム〉

